8.消費者契約法

8-1.概要

(1)契約の効力と民法のルール

契約自由の原則――契約の拘束力

当事者A

当事者B

申込みの意思表示

承諾の意思表示

合致　→　契約　成立

(a)意思表示に問題あり：意思の欠缺（民93・94・95）＋　瑕疵ある意思表示（民96）

(b)契約内容が法的に許容できず（民90・91）

(2)消費者契約法の規制の概要

消費者（消費契約2Ⅰ）

事業者（消費契約2Ⅱ）

消費者契約

（消費契約2Ⅲ。なお、消費契約48）

(a)契約締結過程に問題

(b)契約内容に問題

大学と学生の間の契約（在学契約。最判平18・11・27民集60-9-3437）は？

＊消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）

8-2.消費者契約の取消しと無効

8-2-1.消費者の取消権

(1)契約締結過程の公正確保

民法：詐欺・強迫（民96）　⇔　消費者契約法（消費者の取消権。ただし、消費契約6）

(2)情報提供に問題があった場合の取消し（消費契約4ⅠⅡ）

消費者

事業者

③契約申込み・承諾

①一定の行為A

②誤認B

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 類型 | A：事業者の行為等 | B：消費者の誤認内容 |
| 不実告知  （4Ⅰ①） | 重要事項について事実と異なることを告げること  　――重要事項は下記[1][2][3] | 当該告げられた内容が事実であるとの誤認 |
| 断定的判断  （4Ⅰ②） | 当該消費者契約の目的となるものに関し、将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること | 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認 |
| 不利益事実の不告知  （4Ⅱ） | ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかった  　――重要事項は下記[1][2] | 当該事実が存在しないとの誤認 |
|  | ＊重要事項の意義（消費契約4Ⅴ）  [1] 物品、権利、役務その他当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの  [2] 物品、権利、役務その他当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの  [3] 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害または危険を回避するために通常必要であると判断される事情【H28改正】 | |

事例8-a　不実告知1

アカリさんは、街頭で英会話学校の勧誘を受け、英会話を習う契約を締結した。勧誘の際には講師が全員アメリカ人であると聞いていたのに、実際にあたった講師はカナダ人だった。

事例8-b　不実告知2

アカリさんは、自宅を訪ねてきた業者から「床下が湿っており、このままでは家が倒壊する危険がある」と告げられ、床下に換気扇を設置するよう勧誘されたため、同工事の施工契約を締結した。業者が帰った後で床下を確認したところ、床下が湿っている様子はなかった。

事例8-c　断定的判断

アカリさんは、エステサロンで「このままだと2、3年後には必ず肌がボロボロになる」と言われ、3ヶ月60万円の美肌コースを契約した。

事例8-d　不利益事実不告知

アカリさんは、「眺望・日当たり良好」という不動産業者の説明を信じて、マンションを購入した。ところがその半年後、隣接地にビルが建設され、眺望・日照がほとんど妨げられるようになった。勧誘の際、不動産業者は隣接地に建設計画があると知っていたにもかかわらず、そのことを説明しなかった。

(3)消費者を困惑させた場合の取消し（消費契約4Ⅲ）

消費者

事業者

③契約申込み・承諾

①一定の行為A

②困惑

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | A：事業者の行為等 |
| 不退去  （4Ⅲ①） | 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと |
| 監禁  （4Ⅲ②） | 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと |

＊困惑

事例8-e　不退去

アカリさんは、自宅に訪ねてきた販売員から、夜の12時まで学習教材の購入を勧められた。アカリさんが「子供が寝ているので帰ってください」と言っても販売員は帰ろうしないため、戸惑ったアカリさんは仕方なく教材を購入する契約を締結した。

事例8-f　監禁

アカリさんは、Y社の従業員から、飛行機やホテルのチケットが格安になる会員にならないかと勧誘され、24時間営業のファミリーレストランで話を聞くことになった。アカリさんが「もう終電に間に合わなくなる」と言っているのに執拗に勧誘され、頭がボーッとしてきたアカリさんは入会金20万円を払って入会契約を締結した。

(4)過量な内容の契約の取消し（消費契約4Ⅳ）【H28改正】

消費者

事業者

②契約申込み・承諾

勧誘

①勧誘に際して、当該消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた

事例8-g　過量な内容の契約

スミレおばあちゃんは独り暮らしをしており、軽度の認知症である。スミレおばあちゃんは、呉服店で、店員の勧めるままに、着物を100着購入する契約を締結してしまった。購入代金は、老後の生活に充てるための貯金をほとんど使い果たしてしまうほどの金額である。

(5)取消権の行使

行使期間（消費契約7Ⅰ）【H28改正】　⇔　民法上の取消権（民126）

善意の第三者（消費契約4Ⅵ）

消費者契約法による取消し・無効後の処理

未履行分は履行不要

既履行分については：

　原則として両当事者とも原状回復義務（民121の2）

　（「民法の一部を改正する法律案」（第189回国会閣法63）による改正後）

　ただし、取消の場合の善意の消費者＝現存利益返還（消費契約6の2）【H28改正】

8-2-2.契約条項の無効

(1)契約内容の公正確保

民法：強行規定違反（民91）・公序良俗違反（民90）　⇔　消費者契約法

(2)債務不履行責任等の免除（消費契約8）

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | 無効となる条項 |
| 債務不履行責任・不法行為責任免除（8Ⅰ①～④） | 事業者の債務不履行・不法行為責任の全部を免除する条項  事業者の債務不履行・不法行為責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重過失によるもの）の一部を免除する条項 |
| 瑕疵担保責任免除  （8Ⅰ⑤・Ⅱ） | 事業者の瑕疵担保責任を完全に免除する条項 |

「事業者は、いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負いません」

「事業者は、商品に隠れた瑕疵があっても、一切損害賠償、交換、修理をいたしません」

(3)解除権放棄（消費契約8の2）・違約金等（消費契約9）

|  |  |
| --- | --- |
| 類型 | 無効となる条項 |
| 解除権放棄（8の2）【H28改正】 | 事業者の債務不履行・目的物の隠れた瑕疵により生じた消費者の解除権を放棄させる条項 |
| 契約解除に伴う損害賠償額の予定・違約金（9①） | 同種の消費者契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的な損害を超える損害賠償額の予定・違約金条項  ――超過分について無効 |
| 金銭債務の履行遅滞にもとづく損害賠償額の予定（9②） | （未払額×年14.6％）を超える損害賠償予定・違約金条項  ――超過分について無効 |

「本製品の購入者は、いかなる場合であっても、本契約を解除することができません」

(a)携帯電話の2年縛り

事例8-h　携帯電話の2年縛り

アカリさんは、D社との間で携帯電話利用契約を締結した。この契約は、2年間の定期契約とされ、基本料金は通常の契約の半額とされていた。他方で、利用者の側から契約を中途解約した場合、D社に9975円の解約金を支払わなければならないことになっていた。アカリさんは、1年後に、携帯電話をA社のものに変えるため、D社との契約を解約することにした。アカリさんは、9975円もの解約金を支払うという条項は、消費者契約法に反するのではないかと考えた。

大阪高判平24・12・7判時2176-33

大阪高判平25・3・29判時2219-64

①解除に伴う損害賠償額の予定または違約金条項（消費契約9①）

②9975円と平均的損害どちらが高い？

九九七五円

平均的損害

この部分は無効（消費契約9①）

2年縛りの解約金＝損害賠償額の予定または違約金の定め

平均的損害の金額はいくら？

‖

　　A：解約までの期間の割引分合計？

　　B：解約後の逸失利益？

A：この間の割引分合計

契約期間開始

解約までの平均期間

2年

B：この間の逸失利益

（契約が履行されていれば携帯会社が得られたであろう利益）

(b)学納金返還訴訟

事例8-i　学納金返還訴訟

アカリさんは、D大学とR大学を受験した（D大学が第一志望）。R大学の合格発表が先にあり、アカリさんは合格していた。R大学が合格者に求める入学金と春学期授業料の納付期限はD大学の合格発表前であったため、アカリさんは入学金・春学期授業料をR大学に支払った。その後、アカリさんはD大学にも見事合格したため、D大学に進学することにした。アカリさんは、R大学には進学しないのだから、入学金・春学期授業料を支払うのはおかしいと考えて、R大学に返還を求めた。

学納金（学生納付金）の不返還特約――効力？

　　入学金＋授業料（初年度最初の学期分または初年度分全部）＋その他諸経費

最判平18・11・27民集60-9-3437

「大学が学則や要項等において，入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には，一般に，〔１〕入学金，〔２〕授業料（通常は初年度の最初の学期分又は初年度分）のほか，〔３〕実験実習費，施設設備費，教育充実費などの費目の金員，更には，〔４〕学生自治会費，同窓会費，…などの諸会費等（以下「諸会費等」という。）が含まれる…。」

「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については，その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから，その後に在学契約等が解除され，あるいは失効しても，大学はその返還義務を負う理由はないというべきである。」

「不返還特約のうち授業料等に関する部分は，在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有するものと解するのが相当である。」

「消費者契約法９条１号の規定により，違約金等条項は，「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされる…。」

「学生の大学選択に関する自由な意思決定は十分に尊重されなければならず，大学の入学試験に合格した者が常に当該大学と在学契約等を締結するとは限らないし，在学契約等を締結した学生が実際に当該大学に入学するかどうかも多分に不確実なものである。そこで，一般に，各大学においては，入学試験に合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行って在学契約等を締結した後にこれを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することをあらかじめ見込んで，合格者を決定し，予算の策定作業を行って人的物的教育設備を整えている。…このような実情の下においては，一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合，その解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば，原則として，その解除によって当該大学に損害が生じたということはできないものというべきである。」

「したがって，当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除，すなわち，学生が当該大学に入学する…ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については，原則として，当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり，学生の納付した授業料等及び諸会費等は，原則として，その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない。

これに対し，学生による在学契約の解除が，上記時点以後のものであれば，そのような時期における在学契約の解除は，当該大学が入学者を決定するに当たって織り込み済みのものということはできない。そして，大学の予算は年度単位で策定されていて…，当該年度の予算上の支出計画を変更するなどして人的物的教育設備を縮小したり，支出すべき費用を減少させたりすることは困難であること…などに照らすと，当該大学は，原則として，上記解除により，学生が当該年度に納付すべき授業料等及び諸会費等…に相当する損害を被るものというべきであり，これが上記時期における在学契約の解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害ということができる。したがって，上記時期に在学契約を解除した学生の納付した初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等については，原則として，当該大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しない…」

「国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年３月２４日ころまでに行われており，そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること，補欠合格者の発表もほとんどが３月下旬までに行われているという実情の下においては，大多数の入学試験の受験者においては，３月下旬までに進路が決定し，あるいは進路を決定することが可能な状況にあって，入学しないこととした大学に係る在学契約については，３月中に解除の意思表示をし得る状況にあること，４月１日には大学の入学年度が始まり，在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると，一般に，４月１日には，学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると，在学契約の解除の意思表示がその前日である３月３１日までにされた場合には，原則として，大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって，不返還特約はすべて無効となり，在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には，原則として，学生が納付した授業料等及び諸会費等は，それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り，大学に生ずべき平均的な損害を超えず，不返還特約はすべて有効となるというべきである。」

入学金

授業料＝解除に伴う損害賠償額の予定または違約金条項（消費契約9①）

○○万円不返還

平均的損害

この部分は無効（消費契約9①）

授業料不返還特約＝損害賠償額の予定または違約金の定め

平均的損害の金額はいくら？

‖

解除の時期により異なる

解除（入学辞退）は織り込み済み

合格者決定

解除がここで行われたなら？

解除がここで行われたなら？

**△**

**△**

学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点

消費者契約法施行前のケース（最判平18・11・27民集60-9-3732）

(4)一般条項による無効（消費契約10）

①任意規定を適用する場合に比べて、消費者の権利を制限・義務を加重

②信義則に反して消費者の利益を一方的に害する

無効になる可能性がある条項（例）

消費者の不作為をもって新たな消費者契約の申込み・承諾の意思表示をしたものとみなす条項（消費契約10に例示【H28改正】）、事業者の証明責任を軽減しまたは消費者の証明責任を加重する条項、消費者の権利の行使期間を制限する条項etc.

(a)賃貸借の更新料

事例8-j　更新料

アカリさんは、D大学への入学を機に、故郷を出て、京都市内のワンルーム・マンションで一人暮らしを始めた。同マンションの賃貸借契約は、期間が2010年4月1日から2011年3月31日までの1年間、賃料が月額38000円、更新料が賃料の2か月分と定められた。そして、2011年の3月。アカリさんは、このマンションには住み続けたいので、契約の更新をしたいが、契約の更新をするというだけで賃料の2か月分を払うのはおかしい、更新料の定めは消費者契約法10条によって無効だと考えた。

最判平23・7・15民集65-5-2269

「ア　…賃貸借契約は，賃貸人が物件を賃借人に使用させることを約し，賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法６０１条）のであるから，更新料条項は，一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において，任意規定の適用による場合に比し，消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるというべきである。

イ また，…消費者契約の条項…が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは，消費者契約法の趣旨，目的（同法１条参照）に照らし，当該条項の性質，契約が成立するに至った経緯，消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。

更新料条項についてみると，更新料が，一般に，賃料の補充ないし前払，賃貸借契約を継続するための対価等の趣旨を含む複合的な性質を有することは，前記(1)に説示したとおりであり，更新料の支払にはおよそ経済的合理性がないなどということはできない。また，一定の地域において，期間満了の際，賃借人が賃貸人に対し更新料の支払をする例が少なからず存することは公知であることや，従前，裁判上の和解手続等においても，更新料条項は公序良俗に反するなどとして，これを当然に無効とする取扱いがされてこなかったことは裁判所に顕著であることからすると，更新料条項が賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載され，賃借人と賃貸人との間に更新料の支払に関する明確な合意が成立している場合に，賃借人と賃貸人との間に，更新料条項に関する情報の質及び量並びに交渉力について，看過し得ないほどの格差が存するとみることもできない。

そうすると，賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は，更新料の額が賃料の額，賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り，消費者契約法１０条にいう『民法第１条第２項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの』には当たらないと解するのが相当である。」

①の要件　／　②の要件

(b)敷引（当初支払った保証金の一定額を契約終了時に家主が取得）

　最判平23・3・24民集65-2-903・最判平23・7・12判時2128-43

8-3.消費者の権利の実現のための特別の制度

事業者

消費者A

消費者B

消費者C

不当な勧誘

個々に取消・無効の主張はできるが…

差止請求・損害賠償請求

(1)消費者団体による差止請求（消費契約12）【H18改正】

(2)集団的消費者被害回復に係る訴訟（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）【H25制定、H28.10.1施行】

(3)適格消費者団体・特定適格消費者団体

内閣総理大臣の認定・行政的な監督

消費者庁HP（http://www.caa.go.jp/planning/index.html）